平成２２年（フ）第２５９号
名古屋市緑区桃山２丁目72番地　クリエイティブ第２富士１－Ｂ、住民票上の住所名古屋市天白区島田黒石207番地　62－Ｏハウス102号
債務者　林田　　繁
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１号
北九州市小倉北区片野新町２丁目７番７－202号
債務者　原田　悠子（旧姓怡土）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２２号
北九州市門司区藤松１丁目20番６号
債務者　柏木　竜子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４号
神奈川県横須賀市長坂４丁目２番48号　第３カサオルティア101
債務者　高清水　寛
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市佐原１丁目11番８号　イースタンパレス北久里浜206
債務者　折田　重昭
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８８号
神奈川県逗子市沼間２丁目14番17号　103
債務者　澤口　大志
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９３号
神奈川県三浦市初声町和田2747番地６　レジデンス・パミール302
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市本町１丁目24番地３　ベイサイドヒルズ105
債務者　吉川　豪喜
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目31番４号
債務者　宮崎　皐月
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８８号
青森県平川市館田前田228番地２
債務者　古川恵嗣子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９６号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目７番地11
債務者　西澤　俊吾
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９７号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目７番地11
債務者　西澤　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０９号
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地６　サンリオ松原202号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３６号
山口県周南市住崎町14－17　ハイツ苅田３Ａ、住民票上の住所山口市嘉川435番地
債務者　山根　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７４号
山口県防府市八王子１丁目28番15－505号　マルウビル
債務者　竹岡　博子（旧姓河西）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
山口県防府市上天神町９番５－401号　シンセリティ天神
債務者　大野原寛子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏南６－657
債務者　高松　政勝
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係